

[参考] よくある質問

1. 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（日本の重要湿地 500）の見直しについて

Q1：生物多様性の観点から重要度の高い湿地（以下、重要湿地とする。）の選定経緯は。

A： 「日本の重要湿地 500」が平成 13 年度に公表され、すでに 10 数年が経過しています。この間、東日本大震災の影響、人的開発行為等に伴う湿地環境の劣化、地球温暖化や外来種の問題などが顕在化しており、現状を踏まえた見直しの必要性が高まりました。また、自然環境保全の制度も法改正や制度の見直しが進んでおり、「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「日本の重要湿地 500 の見直し」が基本戦略の一つに盛り込まれ、湿地の保全・再生の取り組みを推進することが掲げられております。

Q2：「共通の選定基準」を満たしていても、選定されていない湿地があるのでは。

A： 平成 26 年度の「重要湿地見直し検討会」を通じて、「共通の選定基準」や「生物分類群毎の選定の考え方」を設定して、全国的な視点から生物多様性の重要度に鑑みて選定しており、基準を満たしていても、今回選定されなかった湿地もあります。

Q3：県や市町が指定している自然環境保全地区等が選定されていないのでは。

A： 生物多様性の観点から「共通の選定基準」や「生物分類群毎の選定の考え方」を設け全国的な視点に立って選定されており、各地方自治体が指定している自然環境保全区域と必ずしも一致するものではありません。

Q4：選定されている湿地範囲がよくわからないので詳しい位置情報を示してもらいたい。

A： 選定されている湿地の範囲を詳しく示すと、絶滅危惧種の乱獲リスクが高まることなどを考慮して、湿地範囲を示す詳細な位置情報図は示さないこととしております。

2. 重要湿地に選定されることについて

Q5：農業、水産業、林業などの生業や開発行為などについて何か制約を受けるか。

A： これに選定されることによって、特段に法的な制約が発生するものではありません。生物多様性の観点から重要性を鑑みて湿地を選定しており、湿地の保全と再生の取り組みを推進することに役立てたいと考えております。

Q6：重要湿地に選定されていることによって補助金等の優遇措置があるのか。

A： 重要湿地に選定されることで、環境省が行う補助事業などの優遇措置は特段設けられておりませんが、施策等を検討する際の基礎資料として活用される可能性はあります。

Q7：重要湿地の追加や削除をしてもらえないか。

A：原則として、各分野の専門家により構成される検討委員会を通じて、できるだけ公平・公正な選定を行っており、原則的に追加や削除することへ対応することはできません。ただし、乱獲リスクが高まるなど生物多様性の観点から特段の事情がある場合には、検討委員会の委員に確認して、適宜修正することもあります。

Q8：絶滅危惧種の情報が公表されており乱獲リスクがあるのではないか。

A：絶滅危惧種の乱獲リスクは、種名と位置情報がセットになった場合に、増大します。種名等の公開にあたっては、各生物分類群の有識者による全国的な視点での判断に加え、地方自治体による地域的な視点での意見を参考にしております。他方、絶滅危惧種がいることで、その湿地の保全が推進される事例もあることも考慮しております。

3. 今後について

Q9：次回、重要湿地の見直しを行う予定は。

A：次回の見直し時期については未定です。将来的に湿地環境や生物多様性に大きな変化が見られた場合には、状況を踏まえて見直すことも検討します。

5. その他

Q10：情報収集にあたって、現地調査は実施しているか。

A：とくに情報が不足している湿地のうち、マングローブ2ヶ所、海草・海藻1ヶ所、シギ・チドリ類1ヶ所、ガンカモ類1ヶ所、昆虫類13ヶ所、甲殻類1ヶ所、底生動物3ヶ所の計22ヶ所において、現地調査を実施しています。

Q11：湿地環境の劣化が著しい湿地が選定されているのでは。

A：「共通の選定基準」や「生物分類群毎の選定の考え方」を設けて、専門的知見のある検討委員により選定しており、劣化状況が著しいものの、回復可能性を期待して再選定した湿地もあります。今後、地域において保全・再生の気運が醸成され、その効果が発現することを期待しております。

Q12：重要湿地における湿地とは。

A：今回の重要湿地の見直しにおいては、高層湿原、中間湿原、低層湿原、雪田草原、河川、淡水湖沼、汽水湖沼、汽水域、干潟、塩性湿地、藻場、砂浜、浅海域、サンゴ礁、マングローブ湿地、水田、休耕田、ため池、水路、湧水、湧水湿地、その他湿地の22の生態系タイプに分類して、これらに該当するものを湿地としております。